

# 下水道使用料の改定案について



2022(令和4)年7月  
四街道市 上下水道部

# 目次

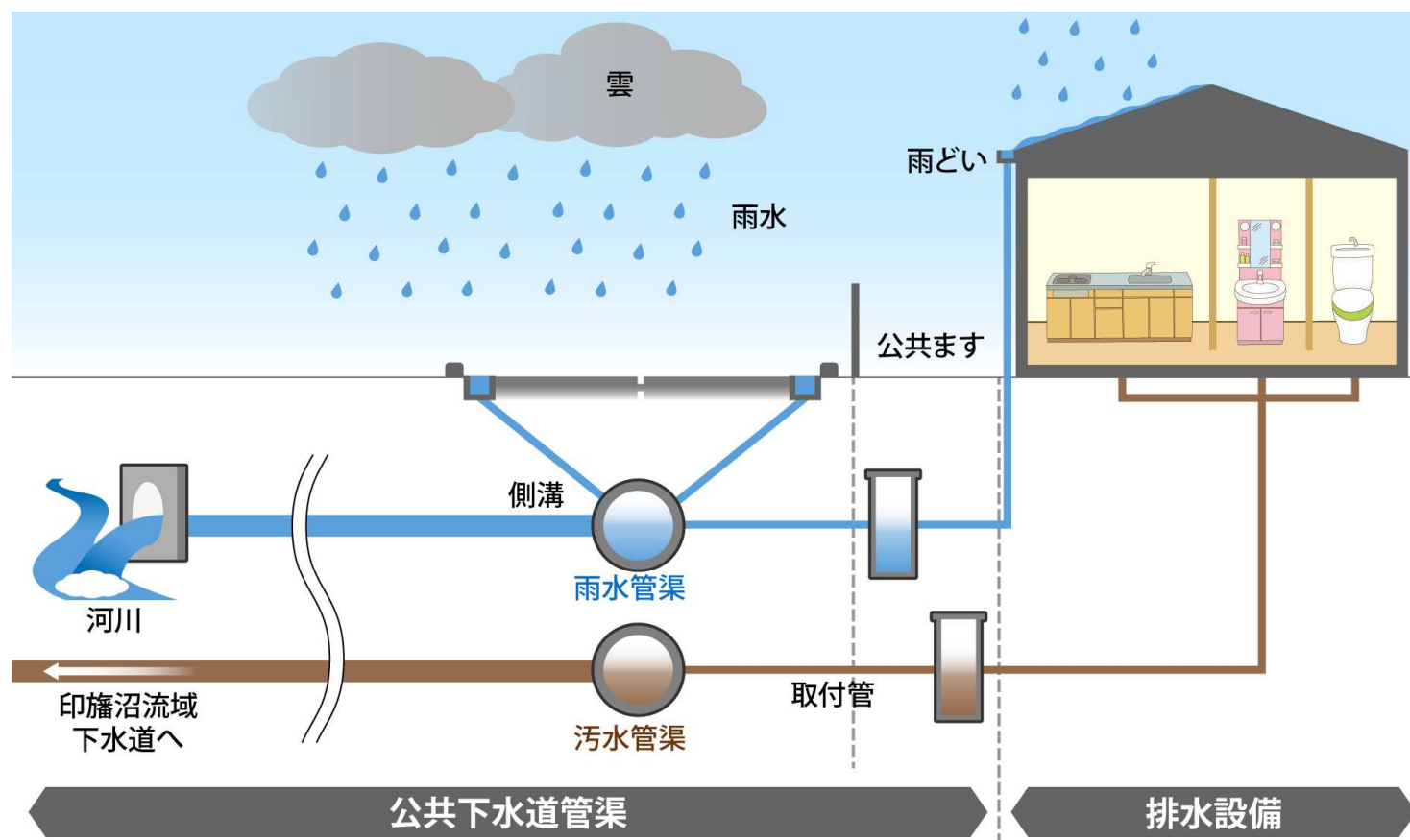
① 下水道事業の概要	
(1) 沿革と処理のしくみ	P. 2
(2) 人口と水量の実績と見込み	P. 3
(3) 管渠の布設年度別延長	P. 4
(4) 老朽化した管渠	P. 5
② 公営企業会計のしくみ	
(1) 公営企業とは	P. 6
(2) 基準外繰入金	P. 7
③ 下水道使用料の改定について	
(1) 改定案の背景	P. 8
(2) 経営状況	P. 9
(3) 改定案の概要	P. 10
(4) 実際の請求額	P. 11
(5) 使用料水準の他団体比較	P. 12
④ 審議会における審議の経過	
(1) 開催の趣旨と日程及び議題	P. 13

# ① 下水道事業の概要

## (1) 沿革と処理のしくみ

・四街道市の下水道事業は、1975（昭和50）年に印旛沼流域関連公共下水道として供用を開始しました。当初認可では、千代田地区を汚水の処理区域としており、市内の開発、人口の増加とともに下水道の整備が進んでいきました。

・雨水と汚水を別々に処理する分流式を採用しています。雨水については市内の河川や排水路を經由して印旛沼や東京湾に排出され、汚水については千葉県が管理する印旛沼流域下水道の花見川終末処理場へ排出されます。

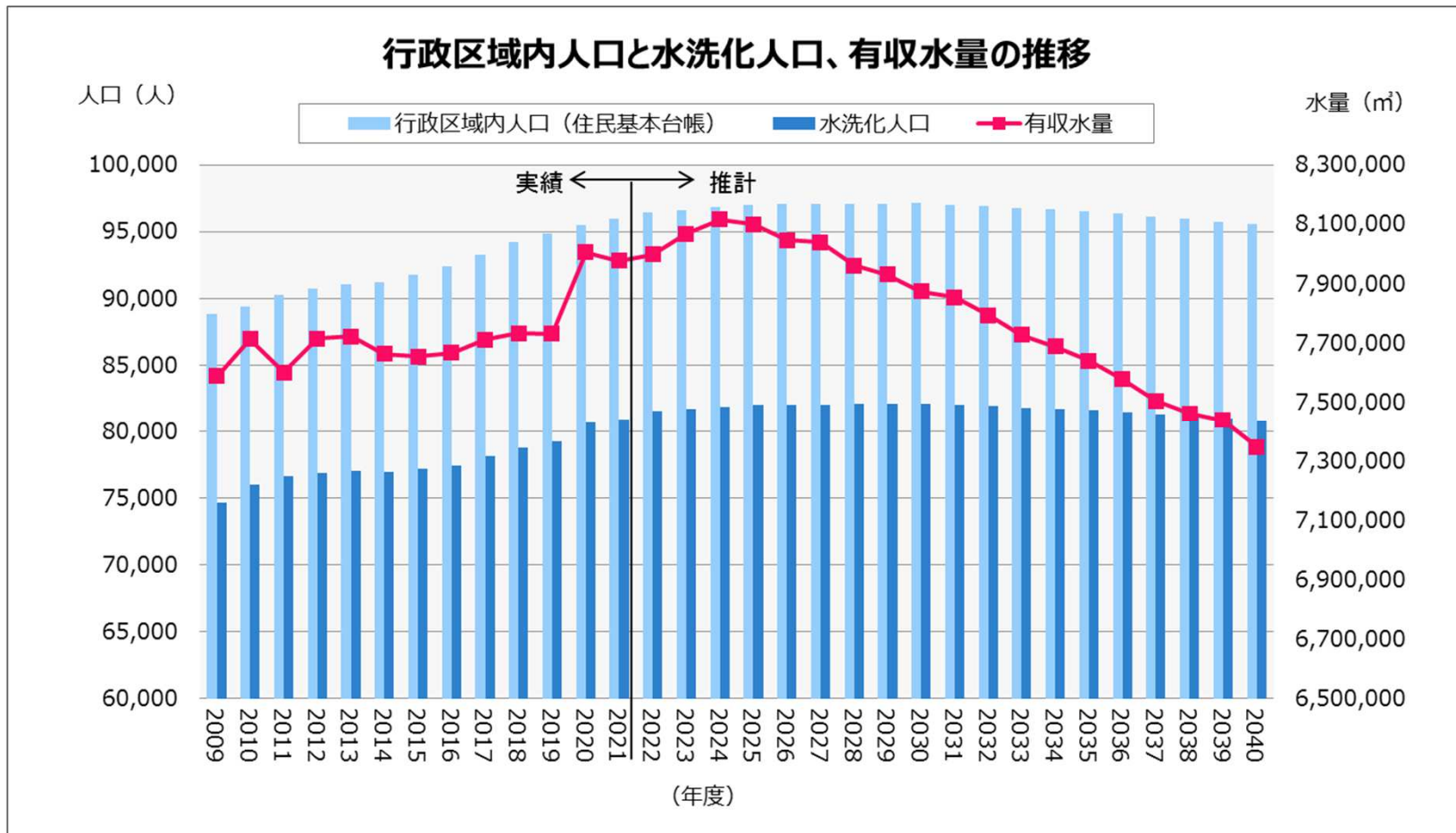


# ① 下水道事業の概要

## (2) 人口と水量の実績と見込み

・四街道市の人口の伸びに比例して水洗化人口（下水道の利用者）も増加してきましたが、市の人口ビジョンでは2030（令和12）年をピークとして人口が緩やかに減少すると見込んでおり、水洗化人口についても同様の傾向が見込まれます。

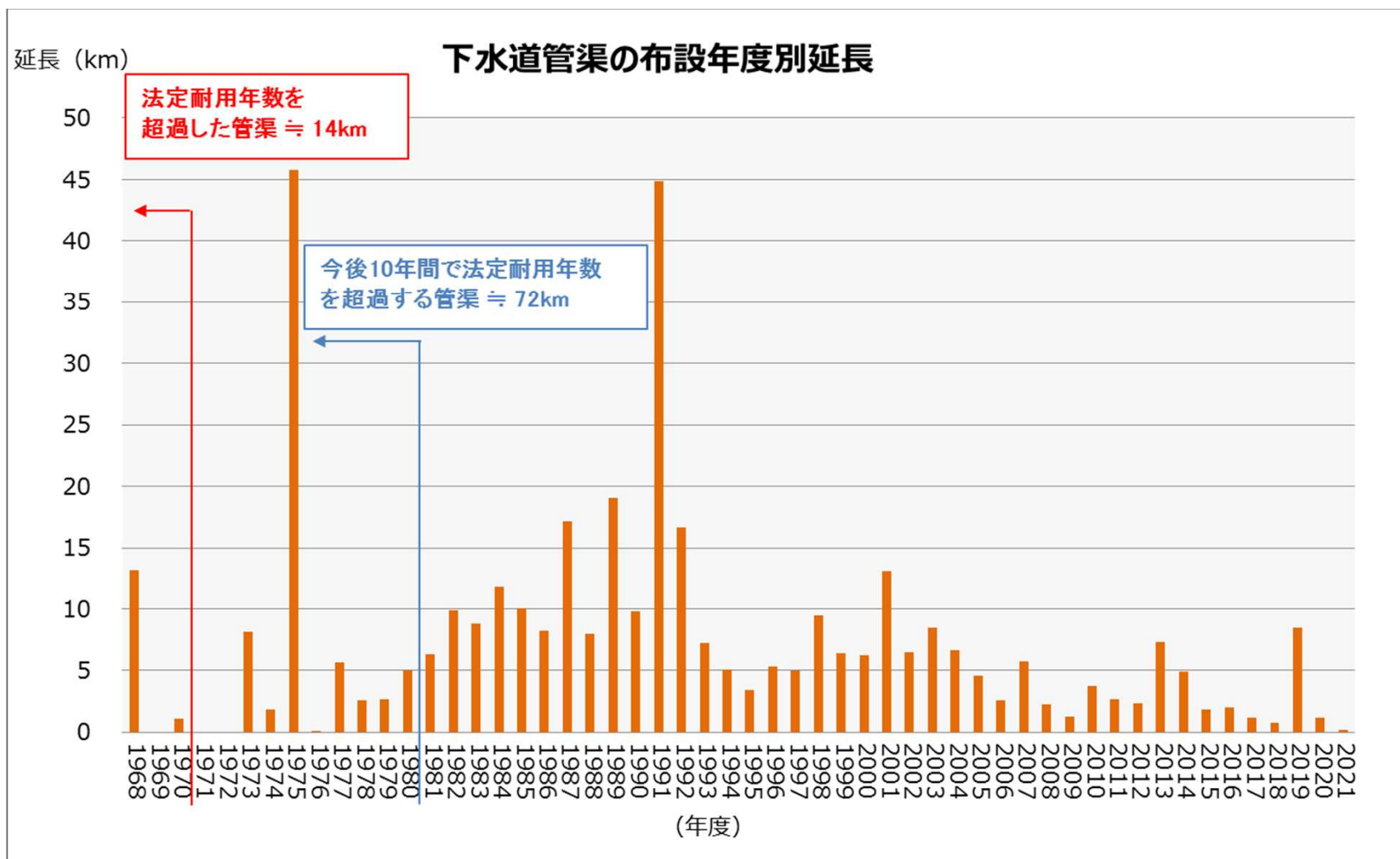
・有収水量（使用料算定のもととなる汚水の量）についても同様の傾向ですが、節水機器の普及や生活スタイルの変化により人口よりも早期に減少に向かう見込みです。また、2020（令和2）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により一般家庭の汚水量が増加したため、有収水量が増加しています。



# ① 下水道事業の概要

## (3) 管渠の布設年度別延長

- ・2021（令和3）年度末時点で、下水道管渠の老朽化の基準の一つである、法定耐用年数（50年）を超えた管渠は約14kmとなっています。
- ・今後10年間で新たに法定耐用年数を超える管渠は約72kmあり、老朽化した管渠にかかる更新事業費の増加が見込まれます。



## ① 下水道事業の概要

### (4) 老朽化した管渠

- ・老朽化した管渠は、下部の施工前写真のように管の内部が損傷しており、汚水が地中に漏れたり、雨水が汚水管渠内へ侵入してしまう恐れがあるため、改築・修繕事業を進めています。
- ・老朽化した管渠の更新にあたっては、市内にある管渠のすべてを更新するには膨大な財源が必要となるため、管渠内部のカメラ調査を実施し、実際の老朽度を調査した結果に基づく更新計画を策定し、優先度の高い管渠を対象として改築・修繕事業を実施しています。なお、施工にあたっては耐震対策指針に基づき耐震能力の向上も図っています。



管渠のひび割れ

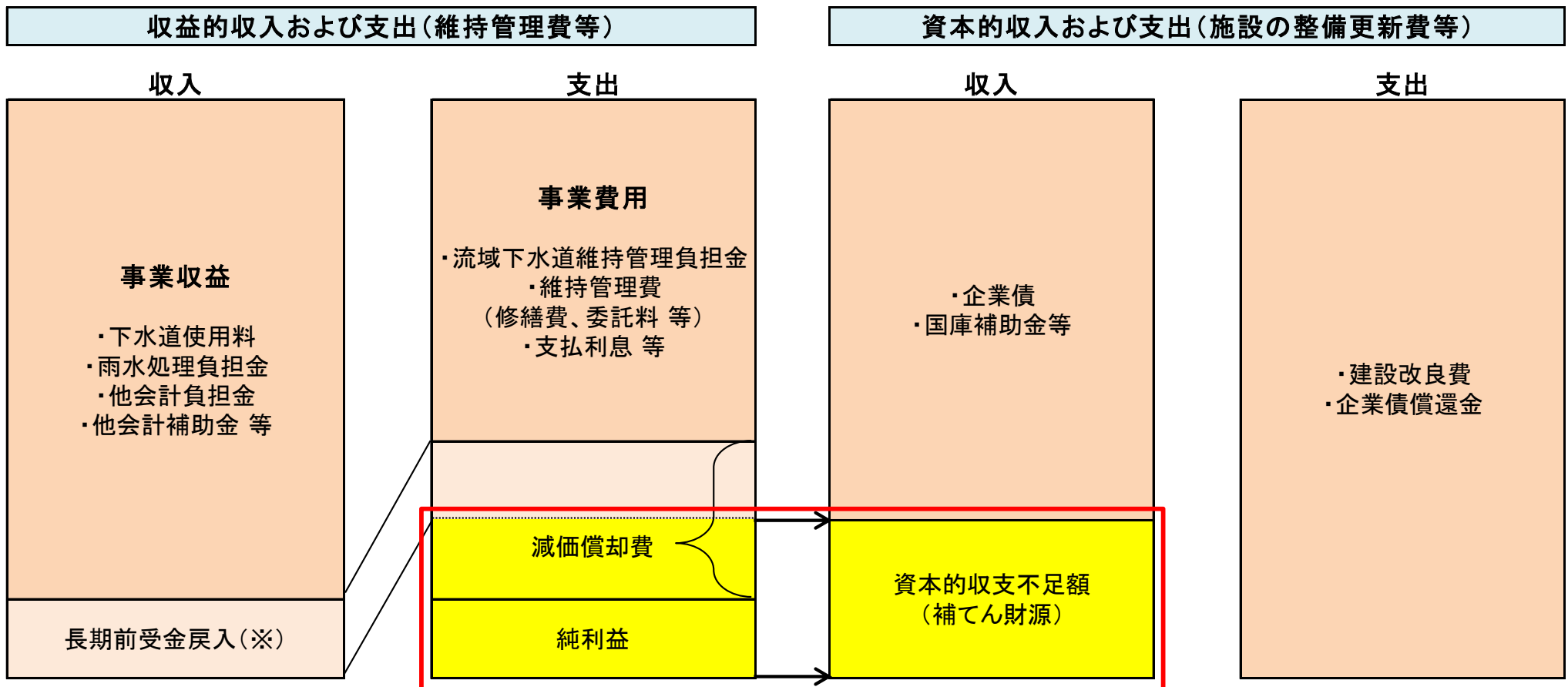


樹根の侵入

## ② 公営企業会計のしくみ

### (1) 公営企業とは

- ・公営企業（水道、下水道事業等）とは、事業を運営するために必要な財源をその事業の経営による収入（下水道は汚水を排出した方からの下水道使用料）をもって充てる（＝独立採算）公営の企業です。
- ・維持管理経費等の収益的収支、施設の更新等の資本的収支の2本立て予算となっており、資本的収支の不足額については、収益的収支の純利益や現金の支出を伴わない減価償却費などで補てんしています。



## ② 公営企業会計のしくみ

### (2) 基準外繰入金

- ・公営企業である下水道事業は、雨水事業は公費負担、汚水事業は下水道使用料を財源として独立採算で経営されるべきものですが、現在は、一般会計より基準外繰入金として補てんを受けています。
- ・下水道事業を将来にわたって安定的に経営するため、また、汚水を処理するための経費は汚水を排出した者が経費負担をするという受益者負担の原則からも、基準外繰入金を削減することが求められます。

#### 2020(令和2)年度 下水道事業決算

収益的収入および支出(損益計算書ベース、税抜)

雨水事業		汚水事業	
<b>収益(6.2億円)</b> 雨水処理負担金 2億円 <b>※基準内繰入(公費負担)</b>	<b>費用(6.2億円)</b> 維持管理費等(雨水) 1億円 支払利息(雨水) 0.3億円 減価償却費等(雨水) 4.9億円	<b>収益(13.7億円)</b> 下水道使用料 9億円 <b>他会計負担金 1.1億円            (※基準外繰入9,600万円)</b> 他会計補助金 0.2億円 長期前受金戻入(汚水) 3.4億円	<b>費用(13.67億円)</b> 流域下水道 維持管理負担金 5億 維持管理費等(汚水) 1.9億円 支払利息(汚水) 0.6億円 減価償却費等(汚水) 6.2億円 <b>純利益            0.03億円(268万円)</b>

雨水事業については、  
 収益 = 費用となるように  
 基準内の雨水処理負  
 担金が繰り入れられる。

汚水事業については、収  
 益 > 費用(黒字)となる  
 ように、基準外の負担金  
 が繰り入れられる。



### ③ 下水道使用料の改定について

#### (1) 改定案の背景

- ・近年の下水道事業を取り巻く環境は、節水機器の普及に伴う水需要の減少、老朽施設の増大やゲリラ豪雨の増加など、また、経費面では千葉県が経営する印旛沼流域下水道の維持管理負担金（汚水の処理費用）の単価の値上げなど、厳しい状況となっています。⇒**収入の減少と支出の増加**
- ・下水道事業は、消費税の改正を除き平成10年を最後に24年間、使用料の改定を行っておりません。
- ・決算においては、純利益を計上し預金残高を維持するため、一般会計からの基準外繰入金に依存している現状にあり、近年の厳しい経営状況によってその金額は増加傾向にあります。
- ・独立採算により経営されるべき公営企業として、2023（令和5）年度より基準外繰入金に依存しない健全な経営とするため、より一層の経営効率化や使用料改定による収入の増加が必要な状況にあります。

流域下水道の値上げの影響

	H29決算	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算(見込み)
流域下水道維持管理負担金	433,336,486円	428,577,207円	414,206,188円	503,318,139円	494,227,727円
※純利益 (基準外繰入金を除く)	▲21,979,293円	▲30,618,484円	▲6,353,062円	▲93,321,517円	▲19,954,930円
基準外繰入金	22,000,000円	33,000,000円	9,000,000円	96,000,000円	23,000,000円
純利益	20,707円	2,381,516円	2,646,938円	2,678,483円	3,045,070円
預金残高	130,266,720円	148,907,003円	197,648,279円	56,420,555円	204,183,637円

※一般会計からの補てんである基準外繰入金を除くと、純利益は赤字（マイナス）となります。

### ③ 下水道使用料の改定について

#### (2) 経営状況

・老朽度調査により優先度の高い管渠を更新の対象とし、国からの補助金を最大限に活用するなど、効率的な経営に努めていますが、使用料の改定を行わず、基準外繰入金がなくなった場合、2023（令和5）年度には赤字経営（純利益がマイナス）となり、2026（令和8）年度には預金残高がマイナスとなるため、下水道事業の健全な経営は厳しいものとなります。

・本改定案では、健全な経営のために、令和8年度までの期間において、①純利益を確保、②下水道使用料の約6か月分である6億円の預金残高を確保することを目標として、平均改定率を18%と設定しています。

※R4純利益までは、基準外繰入金141,000千円が含まれている

(単位：千円、税抜き)

	R4	R5	R6	R7	R8
下水道使用料 (改定なし)	909,758	917,724	923,198	921,378	915,216
※純利益	8,370	▲104,295	▲101,480	▲148,805	▲157,086
預金残高	248,657	125,865	79,240	7,544	▲61,560

	R4	R5	R6	R7	R8
下水道使用料 (18%改定)	909,758	1,082,914	1,089,373	1,087,226	1,079,955
※純利益	8,370	60,895	64,696	17,043	7,653
預金残高	248,657	291,055	410,606	504,758	600,393

運転資金や災害時への備えとして6億円を確保

### ③ 下水道使用料の改定について

#### (3) 改定案の概要

- ・本改定案では、適正な運転資金や災害時の緊急の資金として必要な使用料収入を確保するため、下水道使用料を平均して18%引き上げることとしています。（うち、流域下水道の値上げへの対応は約8%）
- ・汚水量に応じた使用料負担の公平を図るため、汚水量10m<sup>3</sup>までは使用料を定額とする基本水量制を廃止し、1m<sup>3</sup>より従量使用料を設定するとともに、汚水量が多い使用者に対する使用料の引き上げの幅を緩和しています。

※一か月あたり、税込

使用料区分	現行		改定後		差額
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	935円	－	924円	－
従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたり)	1～10m <sup>3</sup>	－	1～10m <sup>3</sup>	33円	33円
	11～20m <sup>3</sup>	121円	11～20m <sup>3</sup>	132円	11円
	21～30m <sup>3</sup>	137.5円	21～30m <sup>3</sup>	154円	16.5円
	31～50m <sup>3</sup>	159.5円	31～50m <sup>3</sup>	176円	16.5円
	51～100m <sup>3</sup>	192.5円	51～100m <sup>3</sup>	209円	16.5円
	101～500m <sup>3</sup>	220円	101～500m <sup>3</sup>	231円	11円
	501～1000m <sup>3</sup>	247.5円	501～1000m <sup>3</sup>	253円	5.5円
	1,001m <sup>3</sup> ～	275円	1,001m <sup>3</sup> ～	275円	0円

### ③ 下水道使用料の改定について

#### (4) 実際の請求額

- ・基本水量制の廃止により、0m<sup>3</sup>の際の使用料が0円から基本使用料の924円となっています。
- ・一般家庭の平均的な排除汚水量である1か月あたり20m<sup>3</sup>で現行と改定後の使用料を比較すると、2,145円から2,574円となり、429円の引き上げとなります。

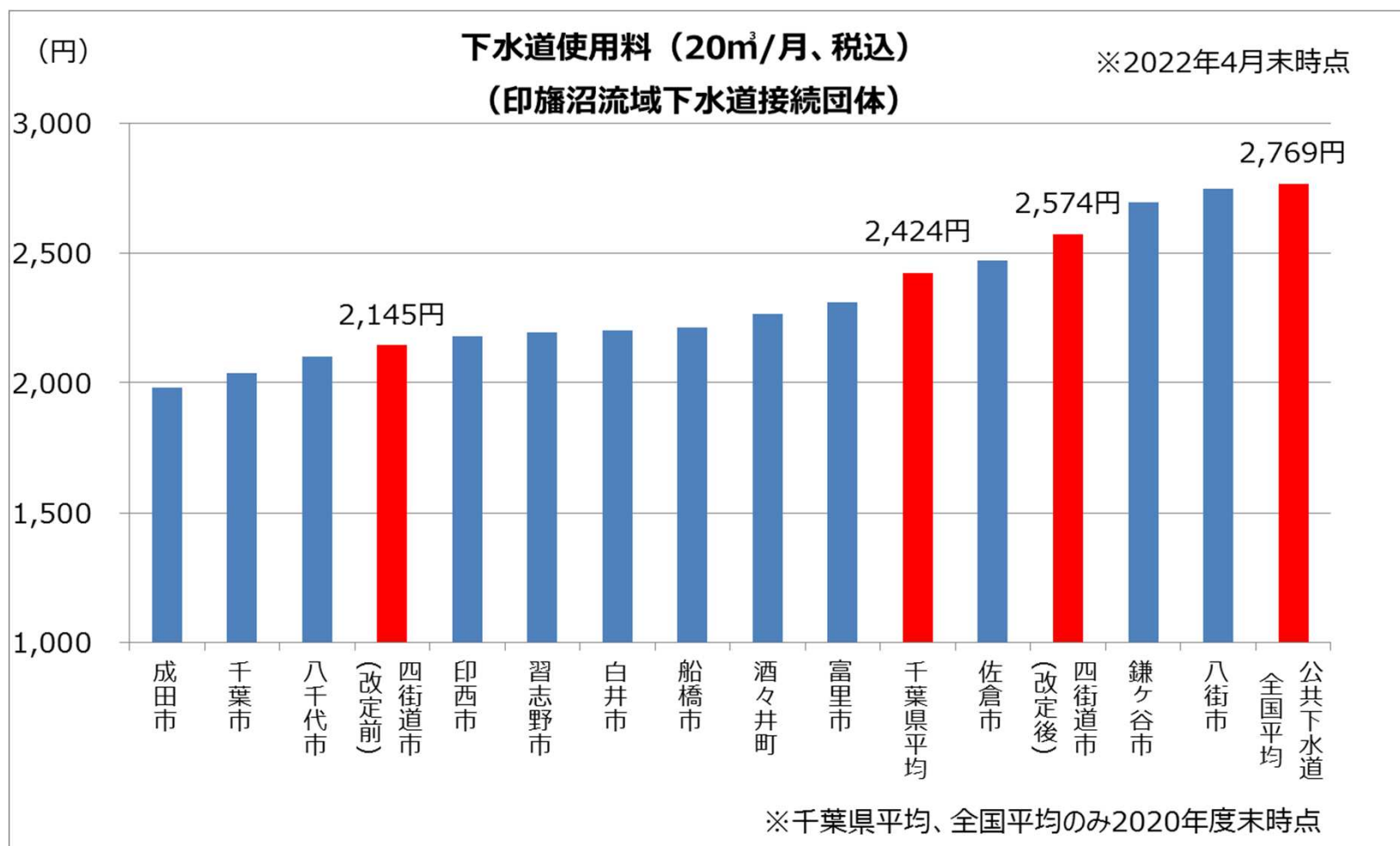
※一か月あたり、税込

排除汚水量	現行	改定後	差額
	下水道使用料	下水道使用料	
0m <sup>3</sup>	0円	924円	924円
10m <sup>3</sup>	935円	1,254円	319円
20m <sup>3</sup>	2,145円	2,574円	429円
40m <sup>3</sup>	5,115円	5,874円	759円
100m <sup>3</sup>	16,335円	18,084円	1,749円
500m <sup>3</sup>	104,335円	110,484円	6,149円
1,000m <sup>3</sup>	228,085円	236,984円	8,899円

### ③ 下水道使用料の改定について

#### (5) 使用料水準の他団体比較

- ・四街道市の現行の下水道使用料は、印旛沼流域下水道接続団体の中で4番目に安く、平均改定率18%の場合は、県内平均を上回りますが、全国平均を下回ります。
- ・下水道事業については、基準外繰入金を財源の一部とすることで使用料を低く抑えている事業者が多い状況にありますが、今後は、基準外繰入金に依存しない財源確保が進んでいくと考えられます。



## ④ 審議会における審議の経過

### (1) 開催の趣旨と日程及び議題

・下水道事業の健全な運営を図るため、適切な下水道使用料の水準について、学識経験者・団体代表者・公募委員によって合計4回の審議会を開催し、使用料の改定について審議を行いました。

#### 四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会 開催一覧

	令和3年度第1回	令和3年度第2回	令和4年度第1回	令和4年度第2回
開催日	令和4年2月25日	令和4年3月24日	令和4年4月28日	令和4年5月26日
議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>(1) 下水道使用料の改定について(諮問)</li> <li>(2) 下水道事業の沿革・概況</li> <li>(3) 下水道事業の投資・財政計画について</li> <li>(4) 今後のスケジュールについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>(1) 下水道使用料について</li> <li>・その他</li> <li>(1) 下水道使用料の改定にかかるご意見について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>(1) 下水道使用料の改定案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>(1) 下水道使用料の改定案について②</li> </ul>
主な議論	<p>・なぜこのタイミングで改定するのか。 ⇒令和2年度末に財政推計を含む下水道事業経営戦略を策定する中で、公営企業として将来にわたって健全な経営を維持し、独立採算による経営基盤を強化するため、一般会計からの繰入金の考え方を見直し、適正な使用料の検討を行うこととしたものです。</p> <p>・下水道使用料の改定率は、使用者の負担軽減のため、できるだけ小さなものとするべきではないか。 ⇒当初案では、下水道管渠の更新事業費等を確保するため平均改定率を25%としていましたが、黒字経営の維持と運転資金の確保を条件として再検討を行い、平均改定率を18%としました。</p>			